

令和7（2025）年度第2回（第3期第5回）
川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 会議録

会議名	令和7（2025）年度 第2回（第3期第5回） 川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会
開催日時	令和7（2025）年11月10日（月）午後2時00分から午後3時45分まで
開催場所	本庁舎304会議室
出席した者の氏名	<p>委員 (1) 石渡 和実 委員 (2) 伊藤 雅子 委員 (3) 榎 透 委員 (4) 最所 義一 委員 (5) 阪本 智子 委員 (6) 土田 久美子 委員 (7) 星川 孝宜 委員 (8) 堀井 めぐみ 委員</p> <p>事務局 【市民文化局 人権・男女共同参画室】 (1) 長沼室長 (2) 羽田野担当部長 (3) 玉川担当課長 (4) 押田担当課長 (5) 柏崎課長補佐 (6) 高橋職員 【関係課】 (1) 市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 小出課長 (2) 健康福祉局 企画課 神田課長 (3) こども未来局 青少年支援室 湯川担当課長 (4) 教育委員会 教育政策室 北所担当課長</p>
欠席した者の氏名	(1) 稲垣 寛子 委員 (2) 木澤 静雄 委員 (3) 久々津 裕敏 委員 (4) 市民文化局 人権・男女共同参画室 佐藤係長
議事及び公開・非公開の別	議題（全て公開） 1 開会 2 審議事項 3 報告事項 4 その他 5 閉会
傍聴人数	—
報道	—

第3期第5回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会議事録

○羽田野部長 それでは、ただいまより第3期第5回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会を始めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、会議成立の報告をさせていただきます。

本日は11人中、現在8名の委員が出席しており、委員の過半数が出席しておりますので、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例施行規則第4条第2項に規定する定足数を満たしております、本日の協議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本協議会は川崎市審議会等の会議の公開に関する条例が対象とする会議でございまして、公開が原則となっております。

なお、会議録につきましては発言者の名前を記載して作成することとなりますので、よろしくお願ひいたします。つきましては、御発言の際には、お名前をおっしゃってからお願ひいたします。

それでは、ここからの進行は会長にお願いいたします。

○石渡会長 皆さん、お忙しい中ありがとうございます。

それでは、早速、議事に沿って進めていきたいと思います。

まず審議事項ということで、最初に、第2期の「人権かわさきイニシアチブ」の案について、資料1の説明を事務局からお願ひいたします。

○柏崎課長補佐 資料1を御覧ください。

資料1、A3の横で2枚、ホチキス留めが左上にされているものがあろうかと思いますが、こちらが第2期実施計画の概要版となっております。この概要版については後ほど御覧いただくこととして、本編のほうで一つずつ、説明してまいりたいと思います。

その次の、二つ、ホチキス留めのものです。こちらが第2期実施計画の現在の案となっているものでございます。

1枚めくりいただきまして、目次がございます。

第1章が人権施策基本計画の概要となっています。

これは、人権の計画がおおむね10年間のものなんですけど、その全体の概要がどんなものかというのを、第1期のほうにはたくさん書いてあったんですけど、それを一部、分かりやすく、こちらのほうに記載しているものになります。

第2章が、第2期実施計画の策定の背景。

第3章が、第2期実施計画本体になります。

そして、第4章、第2期実施計画の推進と資料編で構成されております。

続きまして、下のページ、7ページのほうですね。第1章、基本計画の概要からになります。

1、基本計画の趣旨ですが、こちらはそのまま第1期実施計画のものを踏襲しております。

2、基本的な考え方、(1) 基本計画の位置付けなんですが、こちらも第1期を踏襲しています。

下に幾つか計画が書いてあるかと思いますが、この人権計画に関係する個別の計画等がここに入っています。第1期の実施計画が令和4年度から7年度までの4年間だったんですが、その間に改正や更新、改定等をされた計画なんですけれども、それらを今回の第2期実施計画のほうでも反映しているものとなります。

1枚、紙をめくっていただきまして、上のほう、基本計画の全体像ですが、先ほど申し上げ

たとおり、令和4年度からおおむね10年間を対象。基本計画の構成ですが、ピラミッドの上部、第1階層が基本計画で、基本理念と基本目標、こちらがおおむね10年。ピラミッドの中段と下段、第2階層と第3階層が今回の実施計画の部分に当たり、第2階層が人権に関する基本的施策、第3階層が事業・取組として、おおむね4年の計画期間となっています。

その計画期間を時系列のように表現しているのが下の年表のようなものになりますて、下の小さな矢印、三つ書いてあるもの、4年から7年が第1期で、第2期が8年から11年、こちらの部分が今回の第2期実施計画になります。

そのまま下に参りまして、3、人権に関する施策の基本理念と4つの基本目標、こちらが先ほどのピラミッドの一番上の部分になりますので、そのまま第1期から変更はございません。そのまま要旨を第1期実施計画のほうに書いてあったものから、概要のほうをこちらに記載している状況でございます。

それが次のページの4つの基本目標に續いておりまして、さらに、もう1枚おめくりいただきまして、今度は基本理念と基本目標を踏まえた方向性になります。

ここに書いてあるものをそのまま読ませていただきます。

「人権に関する基本的施策」（第2階層）と「事業・取組」（第3階層）については、基本計画に掲げる「人権に関する施策の基本理念及び基本目標」（第1階層）の達成を目指した具体的な取組内容として、実施計画に位置付けられています。

人権に関する基本的施策では、個別法令、個別計画等を踏まえ、「分野横断施策」（人権教育の推進や人権意識の普及など）及び「分野別施策」（子どもの人権や男女共同参画などの分野別の課題）に分類したうえで、様々な事業・取組を行っています。

第1期実施計画で設定した「全体目標」「基本目標」の達成を図る指標については、計画期間の目標値に達していませんが、人権分野の特性上、市民の人権意識は、例えばSNSでの誹謗中傷などのインターネット上の情報拡散、暴力・紛争・戦争等に伴う人権侵害に関する報道など、必ずしも川崎市内（市域）に限定されず、境界や垣根を超えて生じる国内外の様々な事象が影響を及ぼしていることが考えられます。

人権の尊重は、すべての人が等しく尊厳をもって生きることのできる社会の実現に向けた人類普遍の目標であり、世界中の人々による意識変化とたゆまぬ努力が必要となります。

このため、第1期実施計画で設定している指標に関しては、外的要因が一定の影響を与えることが考えられますが、本市は引き続き、指標の達成に向けて様々な取組を進めていく必要があり、そのために、全庁的な視点から体系的に整理された本計画が今後の取組の方向性を示す役割を果たします。

第2期実施計画では、第1期実施計画で設定した「全体目標」「基本目標」の指標に加えて、「人権について興味・関心を持つ市民の割合」を新たに「全体目標」の指標として設定することにより、計画全体の成果をより客観的に測ることで、本計画を着実に推進し、市民の人権意識の向上を図ります、としております。

以下の表を御覧ください。今読み上げた部分のことについて、少し表現している表となります。

成果を測る指標のことが書いてあるんですけども、上に全体目標として二つ、書いてあります。

一つが、「人権について興味・関心を持つ市民の割合」、もう一つが「平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合」です。

この二つ目の「平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合」で成果を示す指標がどうだったかを見てみると、計画策定期、令和3年は36.6%だったものが、第1期の目標が

41. 0%以上だったものに対して、現状は39. 9%になります。

それに対して、今回の第2期実施計画、令和11年度では、42. 3%以上となるように指標を定めていて、また、おおむね10年後のこの人権施策推進基本計画全体の最終的な目標を13年度には43. 0%以上となっております。この令和13年度の目標値につきましては、第1期実施計画のときに設定されたものとなります。

今申し上げた全体目標の二つ目と、その下の基本目標1、2、3、4を合わせた五つが、第1期実施計画で策定された指標となっているところでございますが、先ほど読み上げたとおり、外的な要因に影響されることも考えられることから、よりそのような影響を受けにくく、客観的に成果を測れるであろうと考えまして、「人権について興味・関心を持つ市民の割合」というのを新たに全体目標の指標として設けさせていただいております。

今度、次のページに参ります。

第2章、第2期実施計画の策定の背景。

一つ目が、国の主な動向です。こちらについては、今年7月に正副会長より、市長に第2期実施計画の策定の方向性の答申をしていただいたんですけれども、その際に整理した主な動向を少し整理して載せているところでございます。

それでは1枚おめくりいただきて、一番下のところまでございまして、もう1枚おめくりいただきて、右下18ページ、こちらに2番として、本市における社会情勢の変化を掲載しております。

「第2期実施計画の策定に当たっては、次に掲げる第1期実施計画の計画期間中における本市の社会情勢の変化を踏まえて検討していきます」としまして、主なものとして、子どもや高齢者、障害者、外国人に関する情勢の変化について、記載しているところでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、第3章、第2期の実施計画になります。

1、第2期実施計画策定の方向性。（1）計画の政策体系・方向性等。

条例第6条第3項の規定に基づき、令和7年7月に川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会から答申があった「第2期実施計画の策定の方向性」についてを踏まえて、次のように策定します。また、その際には、国の動向等を踏まえ、子どもの人権、高齢者の人権、外国人の人権等にも留意しつつ策定しますとしております。

この下に白丸が四つございます。こちらが答申の中で御指摘いただいたもので、そのまま方向性として示してあるものになります。

一つ目の白丸、第2次実施計画の政策体系について。

基本計画で定めた第1期実施計画の政策体系は、当該実施期間における人権に関する国の動向や社会情勢の変化を包含しつつ、次期実施計画期間における新しい人権課題や社会情勢の変化などにも柔軟に対応できるだけの普遍性を有していると考えられることから、第2期実施計画において継承することとします。

二つ目の白丸、基本計画の第2階層（人権に関する基本的施策）の方向性。

同様の理由により、やはり継承するとしています。

三つ目の白丸、基本計画の第3階層における留意点。

第1期実施計画の事業・取組については、計画期間中における人権尊重のまちづくりの推進に必要となる類型化をしていますが、第2期実施計画の策定に当たっては、この間の人権に関する国の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、既存の類型を基本としつつも、それに加えて新たに次の視点を盛り込み、明確化することで、次の4年の計画期間における、適切な人権課題への対応につなげていくこととします。

男女平等に関わる人権、困難を抱える女性等への支援。障害者の人権、合理的配慮。性的マイノリティの人権、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進としております。

第2期実施計画全体の方向性については、総合計画との整合を図るものとしております。

次のページ、（2）第2期実施計画の構成ですが、令和8年度から4年間を対象とした本市の総合計画第4期実施計画では、市民にとって分かりやすく、状況の変化に応じて目標実現に向けた過程を柔軟に選択しうる機動的な計画とするため、構成の抜本的な見直しを行うこととしており、当該見直しの趣旨を踏まえ、第2次実施計画でも、次のとおり策定します。

市民にとって分かりやすく、また、法令改正や制度変更等の状況に即して適切な取組を推進できる計画とするため、第3階層の構成を見直すこととします。

具体的には、第3階層に紐づく事業・取組のうち、基本目標の達成に向けて特に有効と考えられる事業・取組を「主な事業・取組」とし、その事業・取組についてのみ計画期間中に想定される「取組の方向性、アウトプット等」として、必要な情報を簡潔に記載することとします。

また、事業・取組の全体については、別途一覧の概要を掲載することに加え、毎年の評価において、主な事業・取組の実績等を示し、効率的な進行管理としますとしております。

総合計画にそもそもかなり大幅な見直しがございまして、より簡潔で分かりやすい内容にするようにということで、また個別の計画につきましても対応できるものについてはそのような形にするようにという川崎市役所全体の動きがその方向に今回は向かっているものとなります。そのため、主立った事業・取組をこちらのほうに掲載し、また一覧のほうに、その他を含めたものを掲載するような形で整理しているところとなります。後ほど御説明いたします。

次のページに参ります。

2、第2期実施計画における基本的な考え方。

下に表がございます。第1階層、2階層、3階層があります。第1階層と第2階層は、先ほど方向性にありましたように、答申を踏まえまして、そのまま第1期のものを継承しているということになります。ですので、第2階層の1、分野横断施策の5施策と、2、分野別施策の13施策も、従前のものをそのまま継承しております。

第3階層について、こちらは事業・取組ですけれども、1、分野横断施策が11類型、主な事業・取組が27、2、分野別施策のほうが37類型、主な事業・取組が115となっておりまして、こちらのほうは第1期の実施計画に比べますと、より内容を精査して選んだものを掲載するというような形としており、主な事業・取組以外のものについては、一覧のほうに掲載するというような形となっております。

11類型27事業と37類型115事業については、その下のページ、23ページ以下に掲載しております。

23ページは、分野横断施策の5つの施策が載っております。その右側の類型のところにあるのが11類型、さらにその右側に主な事業・取組が掲載されているというような状況でございます。

これがそのまま、次のページに参りますと、分野別施策で37類型と115の事業等について、掲載されているという状況でございます。

そのままページをおめくりいただいて、29ページまでお進みください。

4、「基本的施策」と「主な事業・取組」です。

第2階層である基本的政策では、基本理念が政策のあらゆる分野において実現されるよう、「人権教育の推進」などの5つの「分野横断施策」を定めるとともに、13の「分野別施策」

と合わせて、18の人権に関する施策を定めました。

また、第3階層では、基本目標の達成に向けて特に有効と考えられる事業・取組を「主な事業・取組」として取りまとめました。

なお、「主な事業・取組」を含む全ての事業・取組については、別途事業・取組一覧に概要を記載し、巻末の資料編に掲載しましたとしております。

1枚おめくりいただきまして、こちらが分野横断施策の一つ目の人権教育の推進について、掲載しているものになります。第1期の実施計画でも主な課題だとか取組の方向性が書いてありました、より簡潔に記載しております。

また、次の31ページに入りまして、こちらが主な事業・取組の具体的な事業・取組名、内容、また取組の方向性、アウトプット等を掲載しているものとなります。

そのまま次のページに参りますと、分野横断施策2、人権意識の普及と、ずっと続いてまいりまして、5つの分野横断施策と13の分野別施策にまたがって、このような記載が続いていく形となっております。

右下81ページに参りまして、1、人権施策推進体制についてです。

こちらは第1期実施計画とそのまま同様でございまして、府内の連絡調整組織があるほか、(2)の協議組織としてこの協議会、また(3)関係団体・関係機関を含めて推進体制としているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、2、進行管理について。

基本計画の「人権に関する政策の基本理念及び基本目標」を実現するために、計画策定後の進捗管理が重要です。また、新しい人権課題や社会情勢等の変化にも柔軟に対応できる計画の運用が必要となります。

基本計画に基づく取組の進捗管理には、「計画－実行－評価－見直し」のいわゆるP D C Aサイクルの手法を取り入れるとともに、毎年の評価においては、主要な取組の実績等を基にすること、効率的な進行管理とします。

P D C Aサイクルによる進行管理に当たっては、基本計画の中で、人権に関する政策の基本目標と人権課題ごとに設定した目標の到達度について自己評価を実施し、また、取組の状況について、毎年度、進捗状況を把握するとともに、外部の視点として、附属機関である本協議会に意見・助言を求めます。

また、施策の効果の検証手法の一つとして、「人権に関する市民意識調査」を定期的に実施するほか、社会情勢の変化等も確認しながら、市民意識の把握に努めつつ、政策を推進していきますとしております。

続きまして、3の個別指標ですが、先ほどの全体目標と基本目標の指標のほかに、分野別施策にそれぞれの指標を設けているところとなります。

1の子どもとか2の男女、3の高齢者の分野で指標を設けているということなんですねけれども、令和7年度の目標値に対して、今年度に行った人権の市民意識調査の速報では、目標を大幅に超えて達成している状況でございました、かなりの分野において。一部達成していない部分もあるんですが、ほとんどの分野で達成していたことから、当初の値から今回達成した値の割合を勘案して、11年度の目標値を定めたところとなります。

7に新型コロナウイルスの感染症についての指標がございますが、こちらにつきましては令和7年度の目標値が77.3%以下だったところ、今回は32.8%だったものになります。もともと新型コロナウイルスは、従前は2類相当だったものが5類相当として扱いが変わったことや、昨今の状況等を踏まえて、今後については新たに目標値を策定しないほうがいいので

はないかということで、今回は対象から外したものとなります。

これがそのまま、次のページの裏側まで続いていくものになります。

続きまして、資料編に参ります。

1枚おめくりいただきて、こちらが事業・取組一覧になります。先ほど主な事業・取組を表で御覧いただいたところですけれども、それ以外の事業・取組についても、こちらに掲載しているものになります。

一番右側の段、「事業・取組一覧のみ掲載」のところに丸がしてあるものがこちらの一覧のみに掲載しているものとなっております。これがそのままずっと続いて、最終的に308の事業・取組の掲載が事業・取組一覧とされているものとなります。

その次に、A3のものを全部おめくりいただきて、104ページに参りまして、こちらのほうに本市の人権条例が掲載されておりまして、2枚おめくりいただいた107ページに、昨年9月に市長から本協議会に依頼があった諮問の文章、そして次の8ページに、今年7月に市長へ答申のあった骨子の部分の抜粋が掲載されています。

第2期実施計画の全体は、このような形となっているところでございます。

今後につきましては、12月1日より、こちらの案をもう少しだけ、一部修正等をした上で、パブリックコメントといいまして、市民から1月9日まで意見を求める上で、その意見等について検討を踏まえた上で、来年3月にこの計画を確定して、そして公表していくような流れで考えているところでございます。

本日につきましては、この案を、委員の皆様に説明を差し上げて、もし何かありましたら御意見等を賜ればと思いつつ、今細かく説明したところなので、そんな急に意見はということもあるうかと思いますので、また後日いただいても構いませんし、もしくはパブリックコメントの際に、その方法で御意見を賜ってもというふうに考えているところでございます。

説明につきましては以上です。

○石渡会長

御説明ありがとうございました。

第2期の案について、丁寧に説明していただきましたが、委員の皆様、何かお気づきのことがあれば、御意見、御質問等をお願いしたいと思います。

どうぞ、最所委員。どうぞ。

○最所委員

今、いろいろまとめていただいて分かりやすかったと思うのですが、ちょっと1点、気になるのが、表の見方と施策の推進状況についてです。13頁の資料の第1章、川崎市人権施策推進基本計画の概要のところ、計画策定時と現状のところを見ているのですが、全体目標として、例えば「平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合」が増加しているといえると思います。一方で、基本目標1と2と3ですが、「人権侵害について、あってはならないと思う市民の割合」が減っていって、「一人ひとりが互いに違いを認め合い、共に暮らしていける社会になっていると思う市民の割合」も減っています。また、基本目標として、「国や市の機関のさまざまな人権相談窓口を知っている市民の割合が30%を超えている相談窓口の数」とすると、これも3つあったのが2つ減っているという、こちらはそういう状況になっています。さらに、83頁の個別指標のところ、差別以外をずっと見ていると、計画策定時よりも差別があると感じている市民の割合というのは、全体的に減っているように思えます。

そうすると、差別があると感じている市民の割合は確かにすごく減っていって、それはいろんな施策の効果だということは言えると思うのですが、一方で、人権侵害があつてはならないと思う市民の割合とかが減っているということは、そもそも倫理的な問題として、人権侵害は多少あってもいいと考える人が増えてきているということなのか。ここをどういうふうに分

析したらしいのか、若干気になっていまして、特に、「一人ひとりが互いに違いを認め合い、共に暮らしていける社会になっていると思う」が減っていて、かつ、ただ、個別の人権については差別がなくなっていると感じているというのをどう分析したらしいのかなと、若干気になっているところです。見方によっては、どういうものが差別に該当して、実際に差別があるのに、市民が認識していないのではないかとも、見えなくもないかなと感じています。この点についてですが、すみません、施策のところに関して、まず第1章、川崎市の人権施策推進基本計画の概要で、計画策定時と比較した場合、現状は減っている、この点について、どのように分析されているのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○柏崎課長補佐 すみません、今の減っているというのは、どこの部分でしょうか。

○最所委員 すみません。13頁のところですね。計画策定時だと、例えば基本目標1で「人権侵害について、あってはならないと思う市民の割合」が77.2%だったものが、令和7年は65%と。要するに、ここが全部減っていますよね。だから、そうすると、本来あってはならないということを、きちんと認識しなければならないと思うのと、一方で、「違いを認め合い、共に暮らしていける社会になっている」というように感じている市民の割合も増えなければいけないに、結構減っているということからすると、あまり現状として、客観的状況からすると、あまり良いという分析はできないのかなと、ちょっとそのように感じたものですから。

○柏崎課長補佐 失礼いたしました。ありがとうございます。

最所委員が今おっしゃったとおりで、意識調査の結果がこのような形で出てきたことについて、やはり事務局のほうでも、これは何が原因となっているかについて考えたところではございます。

人権侵害について、あってはならないと思う市民の割合なんですけれども、こちらは、選択肢が、「あってはならない」の次が「あるのは仕方がない」というのがございまして、意味として、あってはならないんだけれども、やむを得ない要素があるというようなことで考えている方が、ある一定以上、そちらの選択肢に流れているのではないかというふうに考えているところでございます。

また、基本目標2の「一人ひとりが認め合い、共に暮らしていける社会に」とか、もしくは全体目標の「平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合」については、その人個人がどう思うかというよりも、社会が、もしくは小さいところで見ると自分の周りのコミュニティが、もしくは川崎市が、もしくは国がとか、今どういう状況であるかということにすごく影響を受けてしまう指標なのではないかなと考えているところです。

ですので、昨今、様々な人権に関する報道等があるところではございますけれども、そのような報道と社会現象に一定の影響を受けているのではないかというふうに分析しているところでございます。

そのため、先ほど、一つ上の12ページで読み上げたところなんですかね、第2段落目のところ、「目標値に達していません」の後ですかね、「人権分野の特性上、市民の人権意識は、例えば」ということで、「必ずしも川崎市内（市域）に限定されず、境界や垣根を越えて生じる国内外の様々な事象が影響を及ぼしていることが考えられます」ということも踏まえつつ、少し成果を客観的に測れるのではないかということで新たな指標を加えつつ、様々な観点から人権に関する施策の成果について見ていくたいということで6つ目の指標を新たに設定したところでございますが、そういう形で第2期実施計画を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○最所委員 ありがとうございました。

私もそのような見方もあるなと正直思ったときもあって、要は、人権を取り巻く社会情勢であるとか客観的な状況からすると、危機的な状況であると感じている市民が多くて、その一方で、川崎市の施策自体の影響からすると、差別があると思う市民の割合というのが減ってきているということからすると、その意味では、昨今の社会状況からすると人権侵害の危険性が高まっている状況にある中で、川崎市の積極的な取組によって、少なくとも川崎市の市民の人権に対する環境としては、それほどひどい状況になっていない、と分析することはできるのかなと考えたのですが、そのような理解でよろしいですか。

○柏崎課長補佐 そのようなことではないかというふうに思っているところではありますけれども、計画の中であまり、ある程度の想定で書くことは難しいので、なるべく客観的な表現にとどめて、この程度の形での表記とさせていただいているものとなります。

○最所委員 ありがとうございます。

ちょっと、そのところは、うまくある程度、方向性を整理しておかないと、一生懸命、施策をやってもプラスにならないみたいな、そういう分析になってしまるのはどうかなと思ったのですが、先ほどの御説明で理解いたしました。ありがとうございます。

○石渡会長 お願ひします、どうぞ。

○羽田野部長 少しだけ補足させていただきます。

まさに最所先生に御指摘いただいたようなところが大切だと認識しているんですけど、そもそも人権を数字で測ろうということ自体ができるんだろうかという問題が根本的にある中で、そうはいっても行政計画なので、何らかの目標があって、達成するために努力していくことも必要なんだろうというところ、その辺で多少の矛盾なりというものを抱えつつも、行政としては、先ほども読ませていただきましたが、たゆまぬ努力をしていくという意味合いも含めて、このような形になっています。

調査のほうも、どういう選択肢を用意するのか、すごく細かく選択肢を用意したほうがいいのか、ある程度ざくっと聞いたほうがいいか。ざくっと聞くと、同じ選択肢の中にいろんな意味が含まれてきちゃってというものもあったりして、なかなかそれを明確に分析するのは難しいところがあるなというふうに感じています。

○石渡会長 ありがとうございました。では、よろしくお願ひいたします。

私も、意見を述べさせていただきます。今までの検討で、川崎の人権のことばかり見ていて、新しく第2期のイニシアチブ案というのを出していただくと、私は国内とか国際的な動向の捉え方に疑問を感じたところがあります。

例えば、国の動向というのが示されている14ページです。子どもの人権というところで、こども基本法とか家庭法とかが書いてある次に、児童福祉法改正の施行とあります。2022年の児童福祉法改正で、特に子供の意見表明権が注目されて、今、子どもアドボカシーということが児童福祉の分野では議論されています。2016年に児童福祉法の大改正があったと言われ、理念まで変わっていて、子どもの権利条約12条の意見表明権とか、3条の最善の利益が、児童福祉法の中にしっかりと位置づけられて、児童福祉法の1947年の制定以来の大改正といった言い方がされているほどです。そういう大きな変革があって、2022年の改正につながり、24年に施行されたということになってくると思うのです。こうした国の方針性がどういうふうに川崎に関わっているか、そこが大事であって本質的なところが抜けているのでは、と感じました。

私は障害が専門ですが、障害については次の16ページに書いてあるのですが、確かに意思疎通とか差別解消関連の法律が改正されたと書いてありますが、その前提になっている障害者

の権利条約については全然触れられていません。

例えば差別解消法が2016年に制定されて、これが21年に改正になるわけですが、やはりそれは障害者権利条約を批准するために差別解消法が制定されたり、障害者基本法の改正があり、そういう流れの中で権利擁護に関する実践も変わってきているわけです。今福祉の分野ではとても注目されている意思決定支援も、障害者権利条約の12条を受けて日本でも拡がってきているわけです。

そういう視点からすると、第3章の分野別施策、ページで言うと42ページの子どものところとか、障害について書いてある54ページなどでは、やはり障害者権利条約に触れるることは絶対必要になってくると思います。そういう国連の動向も踏まえて、今、児童虐待もすごく増えているので、分野を問わない国内人権機関の設置もクローズアップされてきていると思います。

そういう国際的、国内的な動向というのが、どうこの人権施策に関わっているかという大事なところが抜けているのではないかと、改めて、これを拝見して思った次第です。これはあくまでも川崎の計画なので、川崎市の行政としてどういうふうに判断するかということになるかと思いますが、全国的に話題になっている人権の本質的な押さえるべきところが、この資料だと、押さえられていないという印象を持ちまして、もう少し御検討いただいたほうがいいのではないかと私は思った次第です。

○柏崎課長補佐 もともとの第2期実施計画についてなんですかけれども、14ページにございますように、令和4年3月の策定以降の主立った動向を書いてございまして、第1期の実施計画のほうに国際的な取組についての記載はあるところでございます。その後の大きな動きについては、今回は記載していないところではございますが、どちらかというと、何というんでしょう、第1期実施計画をベースにしつつ、第2期の部分を少し上乗せというんでしょうか、そこの部分を整理したというような構成になっていることから、確かにおっしゃるとおり、世界的な情勢等についての記載はないんですけれども、この範囲での記載をしているところです。

○石渡会長 分かりました。そういう記載だということで。

でも、例えば子供のところで、2022年の改正が24年に施行されたという流れになつてきますが、改正の本質がこの資料だけでは読めないという気がして、それはほかの分野についても同じだと思います。多分、第1期のほうには書いてあるのだと思いますが、すみません、まだ確認し切れていないのですが、今、人権課題として大事になっていることというのが把握し切れないかなと私は感じました。でも、行政のスタンスとしてそういうことであれば、それでよろしいかと思います。

○羽田野部長 すみません。ちょっとだけ補足といいますか。

今お手元のファイルの中に第1期の冊子があろうかと思います。

例えば、子供のところでいうと、37ページを見ていただくと、今、先生がおっしゃったようなことも、第1期、10年の計画をつくる段階では現状、課題の認識ということで取り組んでいるところでございまして、決してそれが今回の第2期でなくなったということではないです。例えば、障害のほうですと62ページ、虐待防止法ですか差別解消法について、一応記載されていて、これを踏まえた上での令和4年以降ということで記述になっているのですがいかがでしょう。

○石渡会長 例えば、今、子供の声を聞くということが大きな流れになっているのが、その辺りは全然、1期の記載を見ても読めないし、児童虐待があれだけ増えていることに対して行政がどういう手を打とうとしているのかということ、国のそういう流れをきちんと踏まえた上で川崎は、と

いう記述にしていただくことは必要ではないかなと思います。障害者権利条約を批准したことが意思決定支援への注目をもたらし、終末期の医療とか、認知症基本法をつくるのにも影響したと言われています。人権の本質的な役割が1期の記載からも理解し切れないかと私は感じました。

○羽田野部長 すみません、先生は当然御覧になった上での御指摘なんすけれども、先ほども皆さんにも見ていただいた42ページとか54ページにも、一応、令和4年度以降だけじゃなくて、もうちょっと古い部分も含めて、課題や現状認識というところの記述はあるつもりではいるんですけども。

○石渡会長 川崎としてそういう判断をしているということだと思いますが、今話題になっている人権課題につながっていかないと感じてしまいました。これは個人的な意見です。

○最所委員 まとめていただいている、例えば国の施策としてこういうのができましたというの、これを見て分かりますし、国連の条約を批准した結果として、こういうのを導入しましたというのを読めるのですが、そもそも、例えば国連として、何でこういう定めをしたのかという背景、要するに、そこの問題点が多分、記載されていないように感じます。

例えば子ども基本法の施行について、子ども施策を社会全体で総合的、強力に推進していくための包括的な基本法として定められたというのは、そのとおりなのですが、なぜ、このような法律が定められるに至ったかというところが一言でもいいので書いてあると、問題点が明らかになるのではないかというように思います。

例えば、下の、こども家庭庁の発足についても、新たな行政組織としてこういうものを設置したんですけども、なぜ設置しなければいけないということで、設置されたのか。要するに、この設置に至った理由であるとかの記載があると、問題点の本質的なところが見えてくるのではないのかなという、私もそのような印象を受けます。

要は、法律をどういう目的で制定したのかということはもちろん書かれているのですが、その制定に至った背景というのが、結構重要なのではないかと思うのです。国連の条約が批准されるに至ったというのは、どういう問題が非常にクローズアップされていて、だからそれが批准されて、法律が制定されたと。法律制定に対しては、おまとめいただいているのですが、その法律の制定に至る問題点、もともとの問題点はどこだったのかというところは、その問題点があるから法律が制定された、だから、その問題点が、もし残っているんだったら、川崎市においても具体的な施策を検討するに当たって、その問題点をちゃんとクリアする必要があるというところはいえるのではないかと思っています。

その意味では、確かにどのような内容の法律が制定されたのかということは、記載されているのですが、法律制定に至った経緯が一言ずつでもあるとありがたい、それが要するに問題点なので。ちょっとそのような印象は受けたところです。

それは全体のところ、総論のところで、もちろん出ているのですが、それも法律が制定されたというものであって、法律制定に至った背景について一言でも記載があると、今後、施策を検討する上で、そういう問題点をなくすために法律が制定されているなら、川崎市においてもそういう問題点をなくすように今後やっていかなきやいけないというのが、一つ明確になるのかなというふうには感じたところです。

ただ、とはいっても、いろいろまた書き足すと量が増えてしまうので、それは最終的な御判断だと思いますけれども、読んだときの印象としては、私もちょうどその点を感じましたので御指摘させていただきます。

○榎副会長 会長、それから最所先生がおっしゃることはよく分かる一方で、恐らくこれを取りまとめる

上では、第3章に様々な政策についての現状と課題というのを書かれていますので、川崎市で人権を考えるかに当たっては、川崎市の現状でどういうものがあるのか、そして課題をどう認識しているか、まずこれが大事だと。それを的確に指摘した上で、どう取組をするか、どういう事業をするかということが書かれているので、法律では、あるいは国際情勢というのがあるけれども、それを川崎市なりに勘案した上で、計画の第3章の中で記述されているんだと、私は勝手に理解していましたので、恐らくそういうことなのではないかと思います。

○羽田野部長 榎先生、ありがとうございます。

石渡先生のおっしゃっていることももちろん理解しております。榎先生にフォローしていただきましたけれども、そういうつもりで書いているということは御理解いただきたい。物すごい分量になっちゃうと直しきれないかなという気はするんですが、直せるかどうか。

○湯川課長 子どもの権利担当の湯川と申します。

御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、国の状況があって、その上でどうするかというところからこの計画の記載が始まっているという認識でしたので、子どもの意見聴取などは3章の取組の中で、今回、45ページですね、児童相談所での措置の際に意見表明等支援員を派遣するですか、そういった記載を実際の取組として落とし込みました。あと、こちらは人権計画全体のものですが、子どもの権利に特化した計画の改定では、策定の素案の段階から子どもの意見を聞くというのは、やはり国の動向等を受けて、始めているところでございます。

御指摘の法律のそもそも経過を入れるかというのは、他の障害等を含めて、ほかの事務局とも相談の上、決めさせていただければと思います。

○神田課長 健康福祉局の神田です。

障害施策を直接はやっていないので、詳しい背景とか、不勉強で申し訳ないんですけども、そうですね、表記の仕方がほかとのバランスもそろえて、細かい国とか世界の状況とかというのを、こういう背景で改正されたというのは、確かに足りなかつたなど、言われて思うところはあるんですが、ちょっと今後、調整させていただければと思いました。御指摘ありがとうございます。

○石渡会長 すみません。そんなに大々的に変えていただく必要はないのですが、なぜこういう検討をしてはいけなくなったかという背景について、今、最所委員もおっしゃったように盛り込んでいただけるとよいかと思いました。大変しつこくて申し訳ありませんでした。

今、資料1関連を御説明いただきましたが、ほかに何かお気づきの委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、私もいろいろ意見を申し上げてしまいましたが、修正とか、御検討いただけるようでしたら、無理のない範囲でお願いできたらと思います。

それでは、ちょうどスタートして1時間になりますので、要約筆記の方などもお手伝いしていただいているので、5分間、休憩とさせていただきます。3時5分くらいから再スタートになると思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

(休憩)

○石渡会長 それでは、再開させていただきたいと思います。

審議事項の2番目、第1期の実施計画の令和6年度の結果についての御説明、資料2と3、お願ひいたします。

○柏崎課長補佐 資料2の令和6年度の実施結果について、説明させていただきます。

令和5年度の実施結果について、昨年12月に本協議会で御審議いただいておりますが、今

回は、次の令和6年度の実施結果について、御審議いただくものとなります。

メールで、資料の説明文も併せてお送りしておりますが、改めて、先に概略を説明させていただきます。

先ほど御覧いただいたお手元のファイルの中の第1期実施計画のところを御覧いただきまして、第1期実施計画の分厚いファイルです。分厚いファイルの第1期実施計画の110ページを見ていただくと、進行管理についての説明がございます。この記載に、人権の計画は毎年、その進捗状況について、本協議会から意見・助言をいただくとなっているところでございます。資料2が、その資料ということになります。

こちらは、もう一つある資料3の「人権計画実施結果の全体版」から、私ども人権・男女共同参画室の事業を抜き出したものとなります。川崎市の他の関連計画が所管する分野につきましては、人権室以外の部署で進行管理を行っており、昨年度と同様に割愛させていただきたいと思います。本日は、資料2のホチキス留めの全体版から抜き出した部分を中心に、人権計画の令和6年度の進捗状況に対する御意見等としていただきたいと考えております。

また、資料3が全体版ですが、こちらのほうについて、気になる部分がございましたら、本日、御意見等をいただいても大丈夫ですし、後日、事務局にお申し出いただいても大丈夫でございます。いただいた御意見につきましては、本日、関係各局の職員も出席しておりますので、お答えできるものはお答えし、ちょっと難しいものは関係部署のほうで確認するなど、フィードバックしてまいります。

それでは、まず抜き出した資料2のほうを一部説明させていただきます。

左の項目番号で22を御覧いただきたいので、1枚目の裏側、一番上ですけれども、右に進みまして、概要説明の欄で「かわさき人権相談ダイヤルを実施するとともに人権侵害による被害の救済に資する情報提供を実施します」とあります。

そのまま右に行きますと、I、順調に進捗したとあり、さらに右の欄に行くと、実施結果として「年間で184件の相談がありました。また、現状の実施時間帯以外の相談ニーズも確認するため、期間限定で「夜間・週末ホットライン」を実施しました」と記述があり、さらに右の欄が課題の欄でございまして、「市民の人権相談に係るニーズを確実に捉えていく必要があります」となっています。来年度以降の方向性につきましては、「引き続き電話、メール等で市民からの人権相談に対応していきます」、こういう記載となっております。

また続きまして、例として113、3ページを御覧ください。右に進みまして、黒丸の上から三つ目を御覧ください。こちらに、「インターネット上への差別的書き込みに対する対策の実施」で、右側に行きますと、「差別防止対策等審査会を5回開催し、インターネット上の差別的書き込みに対し、拡散防止措置として249件の削除要請を行いました」とございます。課題としましては、「削除要請に対応しない事業者が一部存在するため、対策を講じる必要がある」となっております。

このような形で、資料2は構成されています。

続きまして、資料2の6ページ、A4で1枚のもの、一番後ろについているものを御覧ください。昨年12月に令和5年度の実施結果に対し、本協議会から意見・助言いただいたものとなります。

一つ目、事業・取組ごとの進捗状況区分（I、II、III、IV）について、進捗状況区分が4つ（I、II、III、IV）あることを表記してほしいということで、表の右上のほうに表記させていただきました。

続きまして、区分（I、II、III、IV）を選択するときの基準があれば表記してほしいという

ことなんですが、各事業の評価につきましては自己評価することとなっていますが、各事業・取組等によって内容や性質も異なっていることから一律の基準を設けておりませんので、目標を設定したそれぞれの所管部署が、目標に対しての進捗について評価しているものとなってございます。

また、区分の表示方法について分かりやすいものにしてほしい、（I、II、III、IV）を例えれば（A、B、C、D）のようなものにするということなんですが、こちらは市の総合計画における区分に準拠しており、総合計画との整合性の点から、現在の表記を引き続き使用することについて御理解を賜りたいと存じます。

続きまして、「課題・来年度以降の方向性」の欄があるが、「課題」と「来年度以降の方向性」は欄を分けるべきであるということで、6年度については分けてございます。

続きまして、評価する際には、より厳しく自己評価してほしい。順調に進捗したという事業よりも、課題が見つかったという事業が重要だと考える。発見した課題の具体的な記述や、問題がなかったなどの明確な記述があると意見が言いやすくなる。

これらについては、いただいた御意見を踏まえて実施結果を作成するよう、所管部署に指示しております。

次の、人権課題の当事者からの意見を「課題」に記載する必要があるでございますが、実施結果の中に、個別の当事者からの意見を直接反映した記述はありませんが、そもそも当事者の方々の御意見を伺うことの大切さについては認識しており、引き続き、それぞれの現場において得られた御意見を踏まえて、実施結果に反映させてまいりたいと考えているところでございます。

参加人数等の具体的な数値をできるだけ記載する必要があるということですが、先ほど御紹介させていただいた二つの事例など、件数を記載しているものもございますが、それぞれの事業内容に応じて、より適切な記載方法を検討してまいりたいと考えてございます。

こちらの資料の裏面を御覧いただきますと、前回の昨年12月にも御覧いただいているのですが、「人権施策推進基本計画に位置付けられた施策と他の分野別計画等の対応表」となっております。人権計画に掲げられた施策や事業は、分野で言うと、子ども、男女、高齢者、障害者などの属性ごとに分類・構成され、川崎市役所では、教育委員会、こども未来局、健康福祉局といった様々な部署がそれぞれの計画を作成し、そしてその中においても取組は位置づけられております。こうした府内の各計画の対応関係について示しているものとなりまして、それぞれの計画には人権計画について御議論いただく本協議会と同様に、それぞれ附属機関などがございます。それぞれの部署が各関連計画に対して、P D C A サイクル等により進行管理のプロセスを実施していることの御説明差し上げる資料となってございます。

説明は以上となります、御意見、御質問等がございましたら、また本日以降の御意見等でも大丈夫となりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

昨年度にいただいた意見も反映していただいて、資料3の整理をしていただいているということを最確認いたしました。今の御説明について、委員の皆様、何かお気づきのことがございましたらば、お願ひいたします。

○柏崎課長補佐 すみません。あらかじめお送りしていたとはいえ、もともと分量が非常に多ございまして、今この場で御覧いただいて、何としてもということが難しいこともあるかと思いますので、後日でも全然構いませんので、何かございましたらという感じでいただければというところでございます。

- 石渡会長 それでは、後日でもということです。
- 昨年度の御意見のところに、(I、II、III、IV)ではなく(A、B、C、D)というような評価尺度にしたらというのがあって、私もそのほうが一般的かなと思いましたが、川崎は(I、II、III、IV)というのを使っているのでしょうか。
- 柏崎課長補佐 先ほど人権計画のほうでも説明させていただいた、川崎市で一番大きなというか、一番上に掲げられている総合計画が、そもそもそういうふうな取扱いをしておりますので、どうしても下のほうに来るものは、それに倣っていくというのが一般的でございまして、ちょっと分かりにくいところもあるかと思うんですけれども、御容赦いただけますと大変ありがたいところでございます。
- 石渡会長 すみません。ありがとうございました。
- それでは、とても丁寧にまとめてくださっているので、何か後でお気づきのことがありましたら、事務局のほうにお伝えいただければと思います。
- それでは、今、協議事項の2番目が終了しました。
- 柏崎課長補佐 すみません、度々。もし可能であれば、後日、いただいた御意見等がございましたら、正副会長に私どものほうから報告させていただいた上で、御意見等の取りまとめについて、もし可能であれば、正副会長のほうでやっていただきてもよろしいでしょうか。
- 石渡会長 今までそういう形で進めてくださっているので、何か御意見いただきまして、修正があれば、また榎副会長も含めて、御相談に乗っていただいてということでお願いいいたします。
- 柏崎課長補佐 お願いいいたします。
- 石渡会長 そうしましたら、3番目、今後のスケジュール等についてということで、資料4を用意していただいているので、御説明をお願いいたします。
- 柏崎課長補佐 次回なんですかね、委員の皆様のお忙しい年度末で大変恐縮でございますが、3月30日の月曜日に次回を予定しております。先ほど説明させていただきました第2期実施計画につきまして、パブリックコメントの結果について報告するとともに、意識調査の結果報告もさせていただければと考えているところでございます。年末のお忙しいところ、大変恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいいたします。
- 石渡会長 ありがとうございます。
- 時間は、やはり2時から4時ということですか。
- 柏崎課長補佐 はい。2時から4時を予定しているところでございます。
- 石渡会長 ありがとうございます。
- それでは、次回はそういう予定ですので、委員の皆様、ぜひ御予定を調整していただけたらと思います。
- それから3番目に報告事項ということで、まず川崎市差別防止対策等審査会の審議状況ということで、資料5を用意してくださっていますので、御説明をお願いいたします。
- 玉川課長 資料5に基づきまして、御説明させていただきます。
- お手元の資料5ですかね、第3期差別防止対策等審査会の開催状況でございますけれども、前回の協議会以降、本日までの間に2回開催されてございます。
- 2の第3期審査会の開催状況ということでございますけれども、第7回目の審査会が9月2日に開催されてございまして、市長が諮問しました14件のインターネット上の情報につきまして、条例の規定への該当性等について審議が行われまして、9月16日に答申いただいております。この答申に基づきまして、14件の投稿につき、インターネットプロバイダ等の事業者に対して削除要請を行ったところでございます。
- 続きまして、2の(2)のところでございますけれども、第8回目の審査会が10月24日

に開催されまして、市長が諮問しました42件のインターネット上の投稿につきまして、条例の規定への該当性等について審議が行われまして、今月中旬頃に答申をいただく予定となってございます。

報告事項は以上でございます。

○石渡会長

御説明ありがとうございました。

この審議会は最所委員も参加されていますので、何か補足があつたらお願ひします。

○最所委員

私も委員として参加しております。ただ、非公開とされているという事情がありますので、内容については具体的にはお答えできないのですが、前回、10月24日、42件の表現活動について、いずれも削除が相当であるとの判断をしております。

42件となると、なかなか大変ではあるのですけれども、過去に、いろいろとこのような同じような発言についてはこのように判断したというところが、大分、審査会も数をこなしてきていますので、過去の判断基準に基づいて、前提というか参考に、一つずつ検討しているというところです。ですので、割と、そういう意味では、幾つか類型化ができる部分はあります。その意味で、効率的に判断させていただいていると。その意味で、一つずつ丁寧に認定しているのと、あとは、認定したものについて、どこまで記載するか、その辺りのところを詳細に行っているというところです。

審査会としては、非公開ではありますけれども、検証されたとしても、決して恣意的な判断をしているものではないということが胸を張って言えるように、そこは丁寧にしているというのが現状です。ですので、決して「しゃんしゃん」として終わらせているということでは全然なくて、かなり踏み込んだ議論をしているというところは、きちんと申し上げておきたいなと思います。

○石渡会長

最所委員、補足の説明ありがとうございました。

今の御説明、資料5の関係に関して、何かお気づきのことがおありの委員がいらっしゃいましたら、お願ひいたします。

特に、表現活動の内容として、こういうことが多いとかというのは、お聞きしてもよろしいでしょうか。

○最所委員

どのような表現が対象になったかというのは、ホームページでも公開されておりますけれども、基本的には、種類として多いものとすると、地域社会からの排除ですね。やはり、川崎市として、地域社会から排除するということは、特定の本邦外出身者に対して川崎市に住むな、要するに川崎市の住民としては認めないという、そういう強い意思表示がなされるものです。それはやはり、記載内容によれば、その方々にとって生命・身体に対する危険を感じる場合もあるわけです。というのは、単純に出ていけという表現が何を意味しているかというと、出でいかなければ危害を加えるぞという、意味合いにも読み取れるわけですよね。そうだとすると、まさにこれはヘイトクライムの予告というように捉えることもできますし、少なくとも対象にされた方は、そう認識する可能性がある。そうである以上は、やはり生命・身体に対する危険性が生じる可能性を示唆する表現であって、それに関しては、やはりヘイトと認定せざるを得ないだろうというものではあります。

やはり地域社会との共生をうたっております川崎市、かわさきイニシアチブもそうですけれども、その趣旨からしても、地域住民の皆様が安全に平和な生活を行っていく、これをやはり市としても適切に考えていかなければいけない。その意味で、安全とかを脅かすような表現を正当な表現活動とは認めることはできないだろうと。これは常々、中でも議論されていることになっておりますので、地域社会からの排除が一番多いということ。

それから、あとは著しい侮蔑の表現、特定の本邦外出身者に対して動物に例えるであるとか、生き物に例えるとか、そういうふうな内容のもので、著しい侮辱に該当するもの。こういうものは、やはり対象とされているものが多いところですね。

○石渡会長 よく理解できました。ありがとうございます。

ほかには、特によろしいでしょうか。

そうしましたら、取りあえず審議、報告事項として用意していただいたのは以上で、事務局、よろしいでしょうか。

そうしましたら、まだ御発言をしそびれていらっしゃる委員の方もいらっしゃるので、何かお気づきのことがあれば、まず阪本委員、お願ひいたします。

○阪本委員 この計画案、基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の案の45ページのところで、これは法律というか、案をつくったり、それを基にして川崎市を考えていく、人権について考えていくという場所だというのは分かっているんですけど、この中の45ページのところに「不登校の子どもへの支援」というところがあります。教育は教育で考えていらっしゃるので、それは分かっているんですけども、ここの中に、実際に学校に行けなくなっていて、みんなが学校に行っている時間に自分はどうすればいいんだと悩んで、やっと外に出られるようになった子が居場所に来るんですね、私はちょっとそれに関わっているんですけど。そうすると、その居場所というのは、この中で、不登校の子どもへの支援の欄の3行目、「ソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により」という、この関係機関に居場所というのを含まれているのかな、ちょっとそこを知りたいというのと。

それから、実際に不登校になっている子、様々な要因があるんですけど、やっぱり学校の仕組みの中に入り切れないというか、少人数でないと駄目。少人数、じゃあ支援級に行くかといったら、そうしたら、支援級でも駄目。音が駄目だったり、それから抱えている課題がいっぱいあって、もう学校の中ではいじめられちゃう、あるいは弾かれちゃうというような子がいっぱい来ているんですね。

だから、そういう不登校になっている子への支援という意味では、もう相談だけじゃ駄目で、その子に合った聞き取りだったり、時間をかけてみていくというのがすごい必要になってくるから、ちょっとこれだけだと、実際に何万人も全国にいる子たちへの法律、法律というのかな、決まり事として、本当に考えなきやいけないのかなすごい思っているものですから。

その居場所もここに入っていますかというのを、ちょっとまずお聞きしたいです。すみません。

○北所課長 御質問ありがとうございます。教育政策室で人権・多文化共生教育を担当しております北所です。

まず一つ目の関係機関につきましては、居場所も入っております。具体的に言うと、教育活動サポートセンター、津田山にあるところですとか、あと、ゆうゆう広場とか、そういったところが関係機関に入っておりまして、私も教員をしておりましたので、スクールソーシャルワーカーと連携を取りながら、サポートセンターとも、その担当の方と連携を取りながら、どうすればクラスのほうに復帰できるのかといったようなところは進めてきたということがございました。

2点目の時間をかけていくということは本当にまさしくそのとおりで、その子がどういったことによって登校へ結びついていくのかというようなところは、やはりその子自身の心に寄り添っていかなければ、なかなか難しい面もあるかなというふうに思います。そうなってくると、小学校・中学校というようなところでやはり連携を取っていく、支援教育コーディネーターの

連絡会議等がございますので、そこにつきましては小学校だけで行う、中学校だけで行うということではなくて、小・中で合同で支援教育コーディネーターの連絡会議というようなものを行って、中学校区で意見交換を行うとか。個人情報に関わる部分もございますので、そういうところを配慮しながら調整を行っているということが実際にございます。

いずれにしましても、大変、その子、その子のケース・バイ・ケースによるところでもありますので、様々な御意見を伺いながら、不登校の支援についてはやっていかなければいけないということを認識しております。

○石渡会長 丁寧な御説明ありがとうございました。

阪本委員、今のお話を聞いて、何か補足はございますか。

○阪本委員 時間のかかる課題ですので、結構でございます。

○石渡会長 ありがとうございます。

本当にいろんな居場所や受皿がつくられているなと思いました。

土田委員、もし何かあれば、お願いしてよろしいですか。

○土田委員 中身については、もうちょっと時間をかけて資料を見てからと思っていますので、それは後でと思っているんですが、本当に細かな、瑣末なというか、外国人に関連する表記が、外国人・外国人市民・本邦外というふうにあるので、一つには難しいとは思うんですけども、二つぐらいに。外国人市民という言葉は比較的、地域社会の構成員としてポジティブに捉えられると思うので、特に気になるのは、本邦外出身と外国人、外国人市民でニュアンスが違うのか、一緒なんだけれども事務表記上、使っているのか、ちょっと分からなくて。もし私が日本語ネイティブじゃなかったら、どれがどういうニュアンスで使っているんだろうというので、読み手として、もしかしたら気になる人は気になるのかなと思って、見ておりました。

○石渡会長 いろんな検討が自治体ごとに行われていると思うのですが、お願いします。

○玉川課長 今、御質問いただきました本邦外出身者という言葉なんですけれども、こちらにつきましては、いわゆる不当な差別解消法という法律が平成28年にできておりまして、その際に、いわゆる法令で、その法律で、望ましくない表現ということで、本邦外出身者に対する、そういうものは許されないという定義がございまして、そういう言葉の定義の関係もございます。やはりどうしても本邦外出身者という言葉を使わざるを得ないところでございます。

いわゆる解消法と言われるものにおきましては、本邦外出身者というものを法律で定義しておりまして、「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又その子孫であって適法に居住するもの」を本邦外出身者としておりまして、そういう方に対する不当な差別的言動、こちらも定義があるんですけれども、そういうものは許されない、許されるものではないというふうに書いてありますことから、こういった言葉遣いとなっているところでございます。

帰化された方も入ることになりますので、含まれることになる可能性はございます。

○小出課長 外国人市民という言葉ですけれども、これは川崎市では、外国籍の住民は地域社会を構成するかけがえのない一員と考えて、平成8年の川崎市外国人市民代表者会議条例の制定のときから、外国人市民という言葉を使用しています。そして、多文化共生社会推進指針、その後に策定されたんですけれども、さらに指針では、外国籍の住民だけでなく、日本国籍であっても外国につながりのある人、例えば国際結婚により生まれた人とか、あと日本国籍を後から取得した人なども視野に入れて使用しているということで、外国人市民というと、必ずしも外国籍の方だけではない、国籍は日本だけでも外国につながりのある方も視野に入れて使っている場合に外国人市民という言葉を使っています。

○羽田野部長 すみません。ちょっとだけ補足を。

ということで、土田委員の御指摘はごもっともなんですが、一応それぞれの言葉に意味を持たせて使わせていただいているということを御理解いただければと思います。

○土田委員 ありがとうございます。

どこかに注釈があってもいいのではと。恐らく外国人市民と本邦外出身者は、範囲としては恐らくほぼ同じなんですね。

○羽田野部長 いえ、必ずしも同じではないです、今の先ほどの説明からすると。

○土田委員 必ずしも。

○羽田野部長 ごめんなさい、本邦外出身者というのは、ルーツを持つ人というふうなことも含まれているので、今は日本国籍であったとしても、そういうルーツを持つことによって本邦外出身者というふうな、先ほどの法律の適用の関係で、そういうふうな言葉遣いの中に入ってくる。

外国人市民というのは、先ほど小出の説明にもありましたように、例えば日本人と結婚しているというようなことであれば、何というんでしょうか、日本人と結婚した外国人で、日本国籍なんだけれども外国人。

○小出課長 日本語が母語でない人も。

○羽田野部長 そうか、日本語が母語でない人も含めてということなので、そういう意味では、ほぼ同じというよりは、重なる部分はありますけれども、同じベクトル上にはあまりない概念かなと思います。

○土田委員 そうであれば、なおのこと、どこかにやはり注釈が入っていたほうが親切かなと思います、簡単な。

○羽田野部長 検討させていただきます。ありがとうございます、御指摘。

○石渡会長 いろいろ大事なことを考えさせられましたが、御意見ありがとうございます。

星川委員、何かございますでしょうか。

○星川委員 特にありません。

○石渡会長 堀井委員、何かありましたら。

○堀井委員 不登校の支援の件で、ちょっと気づいてしまったというか。私自身、不登校の子供を持っていた親として、不登校の子供への支援だけでなく、その親への支援というのを含められたら、親としてはとてもありがたいなと。あと、不登校で困っているのは子供だけじゃなくて、親も困りました。そういうのが少し含められたら、とてもうれしいなと感じました。

○柏崎課長補佐 こちらの人権計画が、いわゆるそれぞれの分野の様々な取組について、人権という観点から主要なものをここに集約して整理したものとなっておりまして、個別の計画であるとか指針であるとか、そういうところでそれぞれで体系づけて表記されているものとなりますので、ちょっと完全に網羅的なものとして人権計画が備わっているというよりも、どちらかというと、ある程度の範囲の中で整理して表現しているというような形になるので、記載がないものもある形となっているところでございます。御理解いただければと思います。

今、御指摘のものは、それぞれの部署においては、大事だということは認識しているところで、御指摘ありがとうございます。

○石渡会長 堀井委員、ありがとうございました。御本人と一緒に暮らしている御家族や身近な方々の支援も本当に大事ですね。

○伊藤委員 皆さんのお話を参考にと思っても、ちょっと意見は特にないんです、障害者の立場としては。皆さんのお話を参考にさせていただきますが、障害者の全然ちょっと違うので、障害者の立場では、皆さんが、よくなっているんですね、今ね、障害者のね。ですから、特に私たちの希望というのはないんですけど、ありがとうございます。

- 石渡会長 ありがとうございました。
何か全体を通してお気づきの委員の方がいらっしゃればお願ひしたいと思います。
先ほど土田委員がお尋ねになったこととの関連ですが、行政の立場で明確にしなくてはならないことはあると思いますが、その言葉を使われている人がどんな気持ちになるかは、考えなくてはならないと思いました。人権を検討する委員会ですし、委員も事務局も含めてと、私は改めて思いました。
それでは、最後、事務局から連絡事項をお願いいたします。
- 柏崎課長補佐 先ほど申し上げたように、次回は3月30日になります。
- 石渡会長 ありがとうございました。
それでは、今日、用意していただいた議題等については以上で終了しました。
これで、本日のまちづくり推進協議会は終了とさせていただきたいと思いますので、進行も事務局にお返しします。どうも皆様いろいろありがとうございました。
- 羽田野部長 石渡会長、榎副会長、委員の皆様、長い時間、活発な御議論をいただきまして本当にありがとうございました。
以上をもちまして、第5回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会を終了いたします。ありがとうございました。